

品川区障害者地域生活サポート24事業実施要綱

制定	平成20年3月31日区長決定 要綱 第34号
改正	平成21年3月25日部長決定 要綱 第308号
改正	平成27年3月31日部長決定 要綱 第352号
改正	令和6年12月11日区長決定 要綱 第13号

(目的)

第1条 この要綱は、区内で生活する精神障害者および知的障害者が安定した地域生活を継続することができるよう、関係機関と連携して支援を行う事業（以下「支援事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援事業の内容)

第2条 区長は、次条第1項に定める対象者に対して、次に掲げる支援事業を行う。

- (1) 日常生活の困りごとへの助言や相談
- (2) 地域で単身生活を希望する障害者に対する賃貸契約による一般住宅への入居に必要な支援
- (3) 休日・夜間を含めて24時間の緊急対応が必要な場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等の支援
- (4) 退院後の治療中断の防止、服薬管理等の支援
- (5) 精神科医による定期的な家庭訪問および当事者を含めた勉強会の実施
- (6) 食事会、音楽活動の行事等を通じた交流の場の提供
- (7) 生活能力向上のための支援

(対象者)

第3条 支援事業の対象者は、区内に住所を有し、グループホームまたは自宅で生活している精神障害者および知的障害者とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までに定める事業の対象者は、区内に住所を有する単身の精神障害者および知的障害者とする。

2 支援事業の利用を希望する者（以下「本人」という。）は、本人またはその家族等による利用者登録の申請を行わなければならない。

3 区長は、前項の申請があったときは、本人の状況を確認するための面接等を行ったうえ、支援事業の利用が必要であると認められるときに、利用者登録を行うものとする。

(利用時間)

第4条 支援事業の対面による対応時間は、午前10時から午後6時までとし、それ以外の時間については、電話による対応とする。

(利用することができない場合)

第5条 次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する者は、支援事業を利用することができない。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定により医療機関への入院を要するとき。
- (2) その他支援事業の利用に際し、著しい支障を及ぼすと区長が認めたとき。

(事業の委託)

第6条 区長は、障害者の地域生活の支援に精通している法人に対し、支援事業の運営を委託することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用の日（以下「適用日」という。）前に、品川区精神障害者地域生活安定化支援事業実施要綱に定める事業の利用者として登録した者については、適用日以後も引き続きこの要綱の利用者として登録したものとする。